

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-66330

(P2007-66330A)

(43) 公開日 平成19年3月15日(2007.3.15)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06F 21/20 (2006.01)</b>	G06F 15/00 330F	5B285
<b>H04L 9/32 (2006.01)</b>	H04L 9/00 673D	5J104

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2006-309357 (P2006-309357)	(71) 出願人	000003193 凸版印刷株式会社 東京都台東区台東1丁目5番1号
(22) 出願日	平成18年11月15日(2006.11.15)	(74) 代理人	100064908 弁理士 志賀 正武
(62) 分割の表示	特願2004-266847 (P2004-266847) の分割	(74) 代理人	100108578 弁理士 高橋 詔男
原出願日	平成16年9月14日(2004.9.14)	(74) 代理人	100089037 弁理士 渡邊 隆
		(74) 代理人	100101465 弁理士 青山 正和
		(74) 代理人	100094400 弁理士 鈴木 三義
		(74) 代理人	100108453 弁理士 村山 靖彦

最終頁に続く

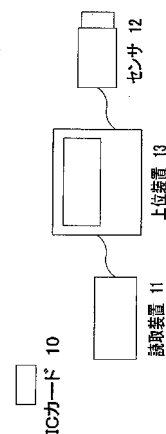
(54) 【発明の名称】 認証装置およびその方法

(57) 【要約】

【課題】 生体認証の組合せを任意に変更することができる認証装置および方法を提供する。

【解決手段】 センサと、端末装置と、上位装置とが接続され、前記センサから入力される生体情報に基づいて、複数の生体認証が可能な認証システムであって、前記上位装置は、前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記認証装置に送信する送信部を有し、前記認証装置は、前記上位装置の送信部から送信される認証場面情報を受信する受信部と、前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部と、前記記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信部が受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する決定部を有することを特徴とする。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

センサと、端末装置と、上位装置とが接続され、前記センサから入力される生体情報に基づいて、複数の生体認証が可能な認証システムであって、

前記上位装置は、

前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記認証装置に送信する送信部を有し、

前記認証装置は、

前記上位装置の送信部から送信される認証場面情報を受信する受信部と、

前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部と、 10

前記記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信部が受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する決定部

を有することを特徴とする認証システム。

## 【請求項 2】

センサから入力される生体情報に基づいて複数の生体認証を行う認証装置と、上位装置とが接続される認証システムにおける認証装置であって、

前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記上位装置から受信する受信部と、 20

前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部と、

前記記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信部が受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する決定部

を有することを特徴とする認証装置。

## 【請求項 3】

前記受信部は、認証場面情報として、第 1 の場面情報と第 2 の場面情報とを受信し、

前記記憶部に記憶される情報のうち、前記定義情報は、複数の生体認証のうち、認証に用いる生体認証の種類を示す情報を、認証を行う場面毎に記憶し、 30

前記決定部は、前記受信部が受信した第 1 の場面情報に対応する場面特定情報が設定された定義情報を読み出し、読み出した定義情報のうち、前記受信した第 2 の場面情報に対応する生体認証の種類を示す情報を検索し、検索された生体認証の種類に従って、生体認証を行う種類を決定する

ことを特徴とする請求項 2 記載の認証装置。

## 【請求項 4】

前記第 1 の場面情報と第 2 の場面情報は、異なる情報であるとともに、認証を行う場所、認証を行う時刻、認証が成立した場合に決済を行う決済金額、のうちいずれかであり、

前記記憶部に記憶される、前記場面特定情報と前記定義情報は、異なる情報であるとともに、認証を行う場所、認証を行う時間帯、決済金額の範囲のうちいずれかを示す情報を含み、 40

前記決定部は、認証を行う場所、認証を行う時刻、認証が成立した場合に決済を行う決済金額に応じて、生体認証の種類を決定する

ことを特徴とする請求項 3 記載の認証装置。

## 【請求項 5】

前記記憶部に記憶される情報のうち、前記定義情報は、複数の生体認証のうち、認証に用いる生体認証の種類とともにその順序を示す情報を、認証を行う場面毎に記憶し、

前記決定部は、前記受信部が受信した第 1 の場面情報に対応する場面特定情報が設定された定義情報を読み出し、読み出した定義情報のうち、前記受信した第 2 の場面情報に対応する生体認証の種類とその順序を示す情報を検索し、検索された生体認証の種類とその 50

順序に従って、生体認証を行う種類とその順序を決定する

ことを特徴とする請求項 2 から 4 のうちいずれかに記載の認証装置。

【請求項 6】

センサと、端末装置と、上位装置とが接続され、前記センサから入力される生体情報に基づいて、複数の生体認証が可能な認証システムにおける認証方法であって、

前記上位装置は、

前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記認証装置に送信し、

前記認証装置は、

前記上位装置から送信される認証場面情報を受信し、

前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と  
10 対応づけて記憶する記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する

ことを特徴とする認証方法。

【請求項 7】

センサから入力される生体情報に基づいて複数の生体認証を行う認証装置と、上位装置とが接続される認証システムにおける認証装置の認証方法であって、

前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記上位装置から受信し、

前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と  
20 対応づけて記憶する記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する

ことを特徴とする認証方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、例えば、顔、指紋、声紋、虹彩紋等の生体情報（バイオメトリクス）を用いて個人認証を行う認証装置およびその方法に関する。

【背景技術】

【0002】

キャッシュカード、クレジットカード等、取引決済時における個人認証、あるいはセキュリティエリアでの入退出における個人認証の際に、上記した生体情報を用いて実行する個人認証方法およびシステムが知られている。

また、上記した個人認証にあっては、同一人であっても体調等により入力データにばらつきが多く、十分な確度が得られないといった欠点が指摘されていることから、複数種の生体情報を用いて個人認証を行う個人認証方法が提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【特許文献 1】特開 2001 - 351047 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

ところで、上記した特許文献 1 に開示された技術によれば、認証対象者に関しあらかじめ複数の生体情報が登録されるため、認証が求められた場合、取り込まれた複数の生体情報とあらかじめ登録された生体情報それぞれとの照合がなされ、それぞれの照合結果を総合して個人認証が行なわれる。このため、入力データのばらつきによらない確度の高い認識結果が得られる。

しかしながら、それぞれの生体認証に関し、予め決められたパターンで、予め決められた順序で行う必要があり、このため、アプリケーションによっては非効率的であり、例えば、時間や場所に応じて生体認証の有無を決め、あるいは組合せや順序を認証対象者によって変更するといった融通性の高い利用の仕方はできなかった。

10

20

30

40

50

## 【0004】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、上記した生体認証の組合せおよび順序を任意に変更可とし、また、上記した組合せに、時間と場所の要因も加味して効率的な個人認証を行うことのできる、認証装置および方法を提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0005】

上記した課題を解決するために本発明は、センサと、端末装置と、上位装置とが接続され、前記センサから入力される生体情報に基づいて、複数の生体認証が可能な認証システムであって、前記上位装置は、前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における認証場所ファイルID、現在時刻情報、金額を示す情報）を前記認証装置に送信する送信部を有し、前記認証装置は、前記上位装置の送信部から送信される認証場面情報を受信する受信部と、前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における場所ファイル、時間パラメータ、金額を示す情報）とどの生体認証を行うかを示す定義情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における場所ファイルに含まれるパラメータ）と対応づけて記憶する記憶部と、前記記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信部が受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する決定部を有することを特徴とする。

10

## 【0006】

また、本発明は、センサから入力される生体情報に基づいて複数の生体認証を行う認証装置と、上位装置とが接続される認証システムにおける認証装置であって、前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記上位装置から受信する受信部と、前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部と、前記記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信部が受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定する決定部を有することを特徴とする。

20

## 【0007】

また、本発明は、上述した認証装置において、前記受信部は、認証場面情報として、第1の場面情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における認証場所ファイルID）と第2の場面情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における現在時刻情報）とを受信し、前記記憶部に記憶される情報のうち、前記定義情報は、複数の生体認証のうち、認証に用いる生体認証の種類を示す情報（例えば、発明を実施するための最良の形態における時間認証のON/OFF、認証方式情報、認証優先度等）を認証を行う場面毎に記憶し、前記決定部は、前記受信部が受信した第1の場面情報に対応する場面特定情報が設定された定義情報を読み出し、読み出した定義情報のうち、前記受信した第2の場面情報に対応する生体認証の種類を示す情報を検索し、検索された生体認証の種類に従って、生体認証を行う種類を決定することを特徴とする。

30

## 【0008】

また、本発明は、上述した認証装置において、前記第1の場面情報と第2の場面情報は、異なる情報であるとともに、認証を行う場所、認証を行う時刻、認証が成立した場合に決済を行う決済金額、のうちいずれかであり、前記記憶部に記憶される、前記場面特定情報と前記定義情報は、異なる情報であるとともに、認証を行う場所、認証を行う時間帯、決済金額の範囲のうちいずれかを示す情報を含み、前記決定部は、認証を行う場所、認証を行う時刻、認証が成立した場合に決済を行う決済金額に応じて、生体認証の種類を決定することを特徴とする。

40

## 【0009】

また、本発明は、上述した認証装置において、前記記憶部に記憶される情報のうち、前記定義情報は、複数の生体認証のうち、認証に用いる生体認証の種類とともにその順序を

50

示す情報を、認証を行う場面毎に記憶し、前記決定部は、前記受信部が受信した第1の場面情報に対応する場面特定情報が設定された定義情報を読み出し、読み出した定義情報のうち、前記受信した第2の場面情報に対応する生体認証の種類とその順序を示す情報を検索し、検索された生体認証の種類とその順序に従って、生体認証を行う種類とその順序を決定することを特徴とする。

#### 【0010】

また、本発明は、センサと、端末装置と、上位装置とが接続され、前記センサから入力される生体情報に基づいて、複数の生体認証が可能な認証システムにおける認証方法であって、前記上位装置は、前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記認証装置に送信し、前記認証装置は、前記上位装置から送信される認証場面情報を受信し、前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定することを特徴とする。

10

#### 【0011】

また、本発明は、センサから入力される生体情報に基づいて複数の生体認証を行う認証装置と、上位装置とが接続される認証システムにおける認証装置の認証方法であって、前記生体認証を行う場面の状況を示す認証場面情報を前記上位装置から受信し、前記生体認証を行う場面を示す場面特定情報とどの生体認証を行うかを示す定義情報と対応づけて記憶する記憶部に記憶された場面特定情報と定義情報とを参照し、前記受信した認証場面情報に対応する場面特定情報に対応づけられた定義情報を読み出し、読み出した定義情報に従って、前記複数の生体認証のうち、生体認証を行う種類を決定することを特徴とする。

20

#### 【発明の効果】

#### 【0012】

本発明によれば、認証装置に、認証の組合せ、認証優先度、時間と場所の一方もしくは両方により認証をするか否かの判断を行うためのそれぞれのパラメータを記憶し、認証装置自身が、もしくは外部接続される上位装置からの要求に従い、通信を行ないながら記憶されたパラメータに従い生体認証を実行することで、時間、場所に応じて生体認証の有無を決めることができる。また、複数の生体認証を行う場合に、アプリケーションに応じてその組合せ、ならびに順序を決めることができるため、融通性の高い認証装置を提供することができる。更に、生体認証の組合せに時間や場所に関する要因も組み合わせることで一層効率的に個人認証を行うことができる。

30

なお、外部接続される上位装置からの要求に従い、例えばICカードに格納され登録情報に基づきパラメータに従う生体認証を実行することで、上位装置は登録情報を持たずに済みセキュリティを向上させることができる。

#### 【発明を実施するための最良の形態】

#### 【0013】

図1は、本発明の認証装置を含む認証システムの構成の一例を示す図である。図1において、符号10は、本発明の認証装置としてのICカードであり、参照される認証対象者の登録生体情報の他に、後述するパラメータファイルが割付けられ記憶される。ここに示されたICカード10には、接触式と非接触式の2タイプがあり、接触式の場合このICカード10を読取装置11に挿入することで、非接触式の場合、読取装置11にかざす(近づける)だけでPC等上位装置13との通信が可能になる。

40

また、符号12は、認証対象者の生体情報を読み取るセンサであり、ここで読み取られた生体情報は上位装置13によって取り込まれ、上位装置13自身が照合するか、ICカード10と通信を行ない、ICカード10によって照合される。なお、センサ12は、例えば、顔認証の場合、CCD(Charge Coupled Device)カメラや赤外線が想定され、また、指紋認証の場合、指紋をラインスキャンしながら順次取得するラインタイプや指紋全体を一度に取得するエリアタイプがあり、その中でも感熱式、静電容量時、感圧式等の各

50

種方式がある。

【0014】

図2は、図1に示したICカード10のハードウェア構成を示すブロック図である。ICカード10は、CPU1を核に、ROM2、RAM3、EEPROM4、で構成される。ここで、EEPROM4は、データ書き替え可能な不揮発性メモリであり、ここでは認証用の生体情報、あるいは後述するパラメータファイルが格納される。ROM2は、ICカード10の動作を規定するプログラムが格納されるメモリである。なお、ICカード10の動作を規定するプログラムはEEPROM4に格納されてもよい。RAM3は、データを一時的に格納する作業用のメモリである。

CPU1は、ROM2あるいはEEPROM4に格納されたプログラムに基づき、RAM3を用いてICカード10の動作を制御するが、ここでは、主に、パラメータの登録、認証操作、そして上位装置13との通信を行う。

【0015】

なお、後述するように、本発明の生体認証の組合せが定義されたパラメータを記憶する手段、組合せにおけるそれぞれの生体認証を行う際の優先度が定義されたパラメータを記憶する手段、生体認証を行う時間と場所の一方、もしくは両方により生体認証を行うか否かを判断するための情報が定義されたパラメータを記憶する手段、記憶されたそれぞれのパラメータに従い上記した組合せから成る生体認証を実行する手段のそれぞれは、CPU1が、RAM3を用い、ROM2もしくはEEPROM4に格納されたプログラムを逐次実行することによりなされるものである。また、外部接続される上位装置13からの要求に従い、それぞれのパラメータが記憶されたパラメータファイルを参照して上記した組合せから成る生体認証を実行する手段についても同様、CPU1が、RAM3を用い、ROM2もしくはEEPROM4に格納されたプログラムを逐次実行することによりなされるものである。

更に、図2中、Vccは電源、GNDはグランド、RSTはリセット、I/Oは通信(入出力)、CLKはクロックのそれぞれに関する端子を示す。また、CPU1の動作を補助するコプロセッサ(図示せず)が内蔵されても良く、この場合、データの暗号化、復号化、圧縮、伸長等を用いた高度な認証操作が可能になる。

【0016】

図3は、ICカードに記憶されたパラメータファイルのデータ構造の一例を示す図である。この図3に示されるように、生体認証を行う場面に応じて複数種類のパラメータを組み合わせて定義することが可能である。ここでは、場所単位(場所1ファイル、場所2ファイル、...、場所nファイル)に記憶され管理される。さらに、各ファイルには、時間認証のON/OFF、認証方式情報、認証優先度に関するそれぞれのフィールドが割付けられ記憶される。

時間認証に関し、例えば、15分単位で認証のON/OFFの設定を可能とし、また、認証方式情報は、生体認証の種類(指紋、声紋、虹彩、顔、静脈、DNA、網膜等の別)、認証優先度は認証する順番が設定されるものとする。

【0017】

図4、図5は、図1～図3に示す本発明実施形態の動作を説明するために引用した図であり、上位装置とICカードとの通信プロトコル、ICカードの動作フローチャートのそれぞれを示す。

以下、図4、図5を参照しながら図1～図3に示す本発明実施形態の動作について詳細に説明する。

【0018】

まず、上位装置13がICカード10に対して認証方式情報要求(ここでは、簡易認証、通常認証の別)を送信する(S41)。これを受信したICカード10は、CPU1がその認証方式情報をチェックし(S52)、簡易認証であった場合、ICカード10内の特定の領域に格納されたデフォルトパターン(ここでは、顔と指紋の組を認証し、その優先度は顔-指紋の順とする)を読み出し(S53)、認証処理を実行する(S64)。こ

10

20

30

40

50

ここで、認証処理は、ICカード10が内蔵のプログラムに従い自身で行うか、あるいは上位装置13と通信を行ない、デフォルトパターンおよび登録認証情報を送信することで上位装置13が行っても良い。

【0019】

一方、通常認証の場合、ICカード10は上位装置13から送信される認証方式情報に従って動作する。このため上位装置13はまず認証場所ファイルIDを送信し(S41)、これを受信したICカード10は(S54)、その場所IDに対応する場所ファイルを記憶領域から読み出し(S55)、確認のために認証場所ファイルIDを送信する(図4のS43、図5のS56)。このことにより、上位装置13は、ICカード10が場所IDを正常に受信したことがわかる。図3に示されるように各場所ファイルには、場所毎、10

【0020】

続いて、上位装置13はICカード10に現在時刻情報を送信し(S44)、ICカード10はこれを受信する(S57)。そして、ICカード10は、該当場所ファイル(1~n)を参照して時間パラメータをチェックしてONになっていた場合(S58)、上位装置13に対して現時刻情報の確認送信を行う(図4のS45、図5のS59)。これを受信した上位装置13は、ICカード10に対して更に認証方式情報、認証優先度情報要求(ここでは、指紋と虹彩による認証を、指紋・虹彩の順で認証)を送信する(S46、S48)。

【0021】

これらを受信したICカード10は(S60、S62)、上位装置13に対し受信確認のための認証方式情報、認証優先度情報をそれぞれ送信して(図4のS47、S49、図5のS61、S63)要求に従う認証処理を実行する(S64)。すなわち、ICカード10と上位装置13間で、例えば、生体認証の組合せ(指紋と虹彩紋)および指紋と虹彩紋のいずれを優先させた順序で認証するか等のパラメータがやり取りされ、それに応じて認証処理が実行される。20

なお、認証処理はデフォルトパターンに従う認証同様、ICカード10自身で行っても、あるいは上位装置13が行ってもよい。

【0022】

また、図5中、S55の判断処理でICカード10に上位装置13が要求する場所ファイルIDが存在しない場合、あるいは、時刻情報がOFFとなっている場合に認証を終了するとなっているが、S53、S54の処理の「デフォルトパターンに従う認証処理」を実行してもよい。30

本発明は、認証装置として、ICカード10の他に、携帯端末等のコンピュータを想定しており、キャッシュカード、クレジットカード、デビットカード等を使用した取引決済時における個人認証や、パスポート、運転免許証、印鑑証明等本人認証の用途に応用が可能である。

【0023】

また、上述した実施形態において、パラメータファイルのデータ構造は、場所単位で時間のパラメータが設定されている場合について説明したが、生体認証を行う場面に応じて他の組み合わせを適用するようにしてもよい。40

例えば、クレジットカードを用いて決済を行う場合に、場所単位(例えば、店舗単位)であって、決済金額に応じて認証方式の組み合わせを設定するようにしてもよい。具体的には、金額が 円~ $\times\times$ 円までが指紋認証のみ、 $\times\times$ 円以上~ 円までが指紋認証をした後に顔認証を行う、といったようにすることができる。これにより、金額が高額になるにつれて認証方式を複数組み合わせることができるので、金額に応じたセキュリティを確保することができる。

また、パラメータの組み合わせとしては、時間帯を1つの単位とし、決済金額の範囲を示すパラメータと組み合わせるようにしてもよい。

これらパラメータの組み合わせは、認証を行うアプリケーションソフトによって決定す50

ることも可能である。

【0024】

また、上述した実施形態において、認証方式情報として、簡易認証であるか通常認証であるかをチェックするようにしたが（図5ステップS52）、チェックをせずにその時点でランダムに決定するようにしてもよい。

【0025】

以上説明のように本発明によれば、認証装置に、生体認証の組合せ、認証優先度、時間と場所の一方もしくは両方により認証をするか否かの判断を行うためのそれぞれのパラメータを記憶することにより、認証装置自身が、もしくは外部接続される上位装置からの要求に従い、通信を行ないながら記憶されたパラメータに従い生体認証を実行することで、時間、場所に応じて生体認証の有無を決めることができ、また、複数の生体認証を行う場合に、アプリケーションに応じてその組合せ、ならびに順序を決めることができるため、融通性の高い認証装置を提供することができる。更に、生体認証の組合せに時間や場所に関する要因も組み合わせることで一層効率的に個人認証を行うことができる。

10

なお、外部接続される上位装置からの要求に従い、例えばICカードに格納され登録情報に基づきパラメータに従う生体認証を実行することで、上位装置は登録情報を持たずに済みセキュリティを向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明の認証装置を含む認証システムの構成の一例を示す図である。

20

【図2】図1に示したICカード10のハードウェア構成を示すブロック図である。

【図3】ICカードに記憶されたパラメータファイルのデータ構造の一例を示す図である。

。

【図4】本発明実施形態の動作を説明するために通信プロトコルである。

【図5】本発明実施形態の動作を説明するために引用したフローチャートである。

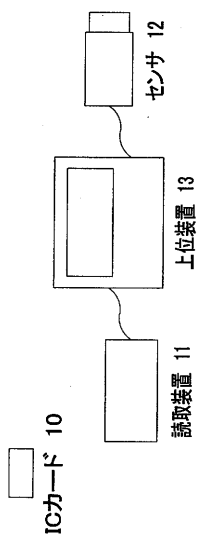
【符号の説明】

【0027】

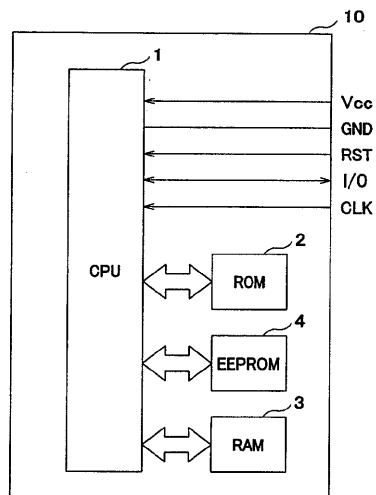
1 ... CPU、2 ... ROM、3 ... RAM、4 ... EEPROM、10 ... ICカード、11 ... 読取装置、12 ... センサ、13 ... 上位装置



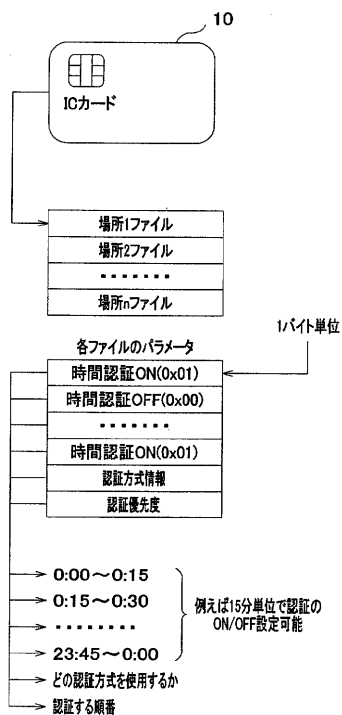
【 図 1 】



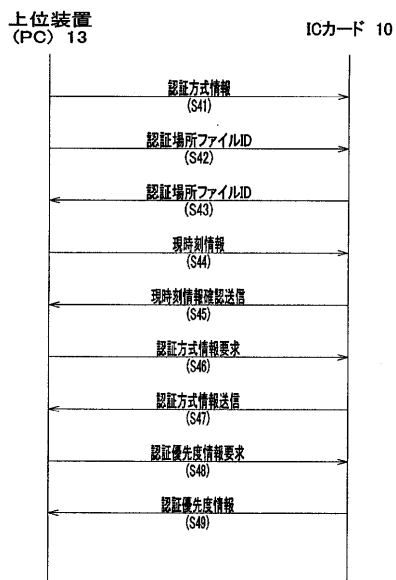
【 図 2 】



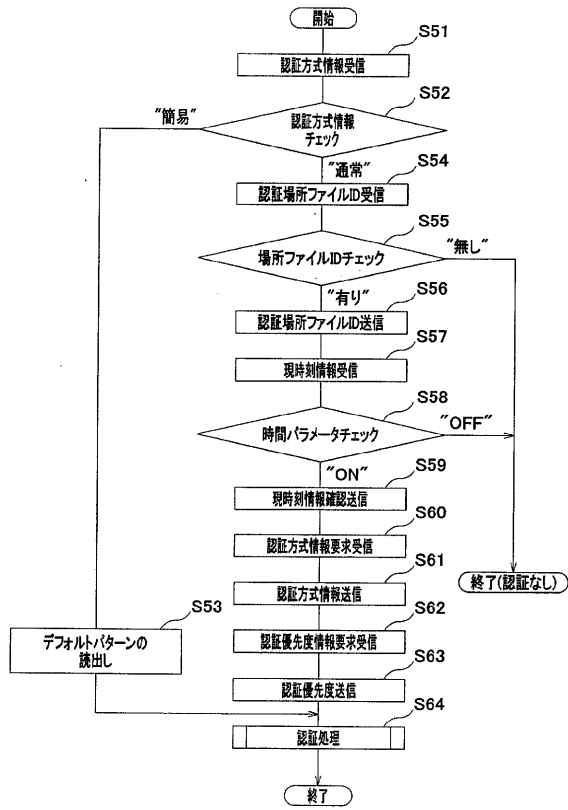
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

(72)発明者 大石 浩

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

(72)発明者 荒井 和重

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

(72)発明者 平野 誠治

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

Fターム(参考) 5B285 CB07 CB08 CB12 CB14 CB15 CB16 CB17 CB18 CB23 CB64  
CB74 CB75

5J104 KA01 KA16 PA07 PA16